ヘルパーステーション向陽の里　料金表

令和 8 年 6 月　現在

1. 訪問介護
2. 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

1. 訪問介護の利用料

【基本部分】（1回につき）

サービス内容 / 時間区分		基本利用料	利用者負担額 基本利用料の 1 割
身体介護	(1)20 分未満	1,830 円	183 円
	(2)20 分以上 30 分未満	2,740 円	274 円
	(3)30 分以上 1 時間未満	4,350 円	435 円
	(4)1時間以上	6,370 円	637 円
	1 時間以上 30 分増す毎に**+90 単位**		
生活援助	20 分以上 45 分未満	2,010 円	201 円
	45 分以上	2,470 円	247 円
身体介護＋生活援助	身体介護(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合 25 分増す毎に**＋72 単位**		
	身体 30 分+生活 30 分程度	3,470 円	347 円
	身体 30 分+生活 60 分程度	4,200 円	420 円
	身体 60 分+生活 30 分程度	5,070 円	507 円

※上記料金は、特定事業所加算Ⅱを算定した場合の料金となります。
※上記料金は、単位数に新潟市の地域単価（1 単位＝10.21 円）を乗じて算出しています。

2. 第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】

サービス種類		ひと月の利用回数	基本利用料	利用者負担 （1割）
週一回程度	訪問型サービス21	合計3回までの場合 （１回につき）	2，930円／回	293円/回
	訪問型サービス11	月4回超の場合 （ひと月につき）	12,006円／月	1,201円/月
週二回程度	訪問型サービス21	合計7回までの場合 （１回につき）	2,930円／回	293円/回
	訪問型サービス12	月8回超の場合 （ひと月につき）	23,983円／月	2,399円/月
週二回超える程度	訪問型サービス21	合計１１回までの場合 （１回につき）	2,930円／回	293円/回
	訪問型サービス13	１２回超の場合 （ひと月につき）	38,052円／月	3,806円/月

※上記料金は、単位数に新潟市の地域単価（1 単位＝10.21 円）を乗じて算出しています。
※訪問型サービス 13 は事業対象者、要支援 2 の方のみです。

【加算】

以下の要件を満たす場合、基本部分に下記の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件	加算額	
			基本利用料	利用者負担額
※	初回加算	新規または、過去二月にサービスを受けていない利用者に対して、サービス提供を行った場合（ひと月につき）	2,042 円	**205 円**
※	生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	訪問リハビリ等と共同で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、サービス提供した場合 （ひと月につき）	（Ⅰ）1,021 円	**（Ⅰ）103 円**
			（Ⅱ）2,042 円	**（Ⅱ）204円**
	緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき） 〇受付時間：午前8時30分～午後5時30分 〇対応可能時間：午前7時～午後10時	1,021 円	**103 円**
※	特定事業所加算	当該加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件等を満たす場合	（Ⅱ） 基本部分の 10%	
※	介護職員等処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合 〇総単位数は基本部分に各種加算減算を含めた単位数の合計 〇区分支給限度基準額の算定対象から除外 〇経験・技能のある介護職員（10 年以上の経験がある介護福祉士）に対して処遇改善を行うための費用です。 ※所定単位数は基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とします。 ※当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。	（Ⅰロ） 所定単位数の 28.7%	
	夜間・早朝加算	夜間帯(18 時～22 時)又は早朝(7 時～8 時)にサービスを提供した場合	基本部分の 25%	
	二人の訪問介護員等の場合	利用者の状況等により、二人の訪問介護員等によるサービス提供が必要な場合	基本部分の 2 倍	

注）第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）は※印のみ対象

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービス提供する場合	基本部分の90%
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者配置減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	基本部分の70%

＜キャンセル料＞

都合でサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要です。出来る限り早めにご連絡下さい。ただし、体調の急変等のやむを得ない理由の場合、キャンセル料は頂きません。

連絡の時期	キャンセル料
利用日の2日前	頂きません。
利用日の前日	予定したサービスの基本利用料の **25%**
利用日の当日	予定したサービスの基本利用料の **50%**

＜その他＞

〇料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が料金表の金額と若干異なる場合があります。料金は、単位数に新潟市の地域単価（10.21 円）を乗じて算出しています。（1 円未満は切り捨て）

〇これらの利用料等は、厚生労働省の基準省令等に基づき定められた料金であり、基準省令等が改定された場合は、それに従い変更させて頂きます。なお、その場合は、事前に新しい利用料等を書面でお知らせします。

〇介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担頂くこととなりますのでご留意ください。

〇一定以上所得者がサービス利用した時の利用者負担額は、2 割又は 3 割負担となります。（平成27年8月から）

〇利用者より高額介護サービス費の支給申請があった場合、利用者負担金より対象となる高額介護サービス費を控除した額を請求します。（受領委任払い）

〇今後、介護報酬の改正等で料金に変更があった場合、料金表の差し替えをもって同意とさせて頂きます。